

告 示

埼玉県告示第七号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成三十年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団武蔵野会朝霞台中央総合病院	埼玉県朝霞市西弁財一丁目八番十号	平成二十九年十二月三十一日
さくら記念病院	埼玉県富士見市水谷東一丁目二十八番地一	同右
医療法人社団仁心会越谷ハートフルホスピタル	埼玉県越谷市川柳町三丁目五十番地一	同右